

企業会計基準委員会御中

2016年8月2日

「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」に関するコメント

早稲田大学大学院経営管理研究科 小宮山 賢

2016年6月2日付けで公表された標記公開草案について、以下の通りコメントを提出します。

質問1

公開草案の提案に同意しない。

理由

1. 第25回基準諮問会議のテーマ提言資料によると、本テーマの対象は新たなハイブリッド型制度の「リスク分担型DB(仮称)」とある。ハイブリッド型という名称からは、この新たな制度が、確定拠出型の側面と確定給付型の側面の双方を有しており、その点では、本仕組みのどの部分が会計処理面から見ると確定拠出型の特徴を有し、どの部分が確定給付型の特徴を有しているかを十分に分析し、比較衡量して結論を出すべきだったと思われる。残念ながら、開示されている企業会計基準委員会の審議資料を見る限り、確定拠出型という結論だけ先にありきの検討が行われたようであり、確定給付型の特徴についての必要な検討が十分には行われていない。また、本公開草案のみならず、「コメント募集文書」で参考資料として参照している厚生労働省の資料を見ても、抽象画を並べたような説明ばかりで、関連説明が十分でなく、多くの関係者にとって本仕組みを具体的に理解しコメントすることを困難にしているように思われる。さらに、本公開草案では、確定給付年金法の対象となる取引を確定拠出型の会計処理としているため、より十分な説明が必要とも思われる。

そこで、少なくとも以下のような点(特に、確定給付型の側面の検討を含む)を具体的な数値例を含めて検討し、より透明性のある記述に改めて再公開草案とするか、最終基準の結論の背景で十分な説明を行うべきである。

(1) リスク対応型掛金の総額は具体的にどのように計算されるのか。

(2) 調整率を乗ずることにより給付額が増減される場合が想定されているが、具体的にどの数値がどのように変動したときにどのような数値で増減が行われるのか。

(3) 本仕組みでは、価格リスクと予定利率変動リスクが一定限度を超えた場合に給付水準の変動が生ずると考えられるが、給付現価と将来収入現価で代表される年金財政計算の概念でなく、会計上の退職給付債務と年金資産の概念で表現すると(1)と(2)はどの

ように表現されるのか。

(4) 本仕組みでは、追加的な拠出義務の生ずる場合がいくつか想定されているようであるが、規約の文書にはどのような表現で示されるのか。(あるいは何も示されないのか。)

(5) 上記(1) - (4)以外に、次のような企業会計基準審議資料中にも、本仕組みの性格付けに関連した専門委員会での重要な指摘があるように思われるが、その後そのような指摘がきちんとフォロー検討された形跡がないように思われ、例えば、次のような事項は併せて検討すべきである。

第328回 審議資料(1) - 3 第2項

第328回 審議資料(1) - 2 第10項

第331回 審議資料(3) - 3 第10項 - 第12項、第19項

2. 本公開草案に示された基本的な考え方を採用する場合には、次の点について追加検討し、追加修正を行うことが必要と思われる。

(1) 本仕組みは、一定の給付水準を前提として、それが将来の価格リスクと予定利率変動リスクが一定限度を超えた場合に給付水準の増減が行われるものと理解され、確定給付型を引き継いでいる側面が強いと理解される。原則が確定給付制度で、一定の要件(これを追加検討する必要がある)を満たす場合に確定拠出制度というように発想を変えるべきではないか。

(2) 第3項では、「企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないものは確定拠出制度」としているが、どのような場合に「実質的に負っていないか」を判断する指針を提供すべきである。なお、第17項では積立金の額が零になる場合についてのみ説明しているが、企業会計基準委員会の公開された審議資料を見る限りこれ以外のケースも想定されるようであり、これだけでは不十分である。(また、「稀と想定」とあるが、違和感のある表現であり、そのように判断される具体的な根拠も明確に記述すべきである。)財務諸表作成者でも監査人でも、ともに当初の時点で(会計処理上は)確定拠出制度に移行したかの判断をする必要があり、このままでは実務が混乱するのではないか。

(3) 第5項では、分類の再判定を規定しているが、質問1へのコメントで述べたような検討が行われていないために、「第3項及び第4項に従い」とあるこれらの規定には実質的内容がなくなってしまっており、これについても再判定の場合の判断指針も提供すべきである。なお、「将来時点で検討」という逃げ口上でなく、現時点で暫定的な考え方を示しておくことを期待している。

質問2

公開草案の提案に同意しない。

1. 本仕組みは、一定の給付水準を前提として、それが将来の価格リスクと予定利率変動リスクが一定限度を超えた場合に給付水準の増減が行われるものと理解され、確定給付型を引き継いでいる側面が多いと理解される。したがって、現状の公開草案から判断される限り、退職給付制度の終了には該当しないと考える。

2. 本公開草案に示された基本的な考え方を採用する場合には、第10項の記載内容について追加検討し、追加修正を行うことが必要と思われる。現状の公開草案では、「各期の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、特別掛金相当額の総額を未払金等として計上する」となっているが、「各期の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、特別掛金相当額及びリスク対応掛金額の総額を未払金等として計上する」と修正すべきである。確定給付制度が終了するのは、特別掛金相当額及びリスク対応掛金額の総額の負担を前提としており、終了損益の算定には、特別掛金相当額及びリスク対応掛金額の総額の双方を反映すべきである。一部弁済（例えば20億円）により残債（例えば40億円）が債務免除されるケースで、債務免除益が60億円となることはないはずである。特に、設例の会計処理を見ると、一度消滅益を認識しその後の期間にリスク対応掛金額を費用計上することになり、まるで当委員会不正会計を奨励しているように見えるのではないだろうか。なお、第24項に負債として計上する必要がないとした理由が記述されているが、(2)と(3)は終了損益の算定とは無関係の事項であり、(1)は「性格が異なる」という表現はどこかの指針からのコピーと思われるが、ここではその意味が具体的に不明でまったく説明になっていない。

質問3

公開草案の提案に同意しない。

1. 公開されている企業会計基準委員会の審議資料を見る限り、リスク対応掛金の周辺の議論に終始しており、ハイブリッド型の退職給付制度についてどのような開示が適切かという基本的かつ重要な議論が抜けているように思われる。確定拠出制度となると、給付水準に大きな変化がなくても、これまでの確定給付制度と比較して情報の量が激減すると想定される。例えば、年金財政の状況のような比較情報を開示することの必要性を、もう少し、きちんと議論して頂きたい。

2. 公開されている企業会計基準委員会の審議資料を見る限り、利用者の顔が見えてこず、利用者不在の開示の議論になっているように見える。アナリスト関係者で本制度に関心を有する方々もいるため、一度利用者から積極的に情報収集を試みてはどうか。

質問4

本公開草案に関し、次のような「その他のコメント」がある。

1. 本仕組みの会計処理の検討にあたり、気になる点に、わが国の退職給付会計基準とIAS19では、確定拠出制度の確定給付制度の定義は同じであるが、IAS19の第27項から第30項にあるような両制度の区別に関する追加説明（この説明は第328回の審議資料（1）-2のp17にも記述されている）が、わが国の基準ではこれらの記述がないことが挙げられる。わが国の基準は基本的には、2011年改訂前のIAS19とコンバージェンスされたものと理解されているはずであり、少なくとも本制度の取扱いに大きな差異が生じないように、現行の退職給付会計基準（または適用指針）にこれらの記述を追加しておく必要がある。

2. 本公開草案の第7項や第15項の記述から推定すると、本公開草案の全体の作成方針が、掛金の税法上の取扱いへの拘りに引っ張られすぎており、これが本公開草案の会計ルールとしての質を台無しにしているように思われる。会計ルールが税の取扱いに大きく影響を受けたのは、相当昔の話であり、現状のスタンスを続けるのかどうかについて委員会で十分に議論すべきなのではないだろうか。

3. コメント提出者は、現在は研究室の人間ではあるが、実務家の方からは、現在提案されている仕組みでは詳細が不明で規約の改訂すらできないのではないかという声も耳にする。2014年に公表された先端設備等投資支援スキームの実務対応報告のように、ほとんど利用されないものの会計処理の議論となっているのではないかが危惧される。現状をよく分析し、このプロジェクトを中断して詳細が確定後に再開することも検討すべきではないか。

以 上